

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告 示

○水質汚濁に係る環境基準の水質汚濁型を指定し、及び当該水域に係る基準値の達成期間を定める件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件

○遊漁規則の変更について認可した件二件

○土地改良法により換地処分をした件

○道路の供用を開始する件

○建築基準法により特定工程及び特定工程後の工程を指定する件

○肥料の登録の有効期間を更新した件

### 福島県公安委員会

○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件

○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正

五

五

五

五

五

五

五

五

五

する件

○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件

○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件

### 福島県警察本部

○一般競争入札を行う件

### 福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設として指定した件

○東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員の選挙の臨時特例に関する法律第二条第一項の規定により福島海区漁業調整委員会選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間を定めした件

### 福島県内水面漁場管理委員会

○こいの持ち出し等について指示する件

○こいの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件

○平成二十四年度目標増殖量を定める件

○平成二十四年度目標増殖量を定める件

○平成二十四年度目標増殖量を定める件

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

### 正 誤

○平成十三年三月十六日付け定例第

千二百四十三号中

五

## 告 示

### 福島県告示第八十一号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。))別表二に掲げる類型をいう。)を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

水 域		該当類型	達成期間
猪苗代湖		湖沼生物 A	直ちに達成
檜原湖		湖沼生物 A	直ちに達成
小野川湖		湖沼生物 A	直ちに達成
秋元湖		湖沼生物 A	直ちに達成
曾原湖		湖沼生物 B	直ちに達成
雄国沼		湖沼生物 B	直ちに達成
磐梯五色沼湖沼群		湖沼生物 B	直ちに達成
羽鳥湖		湖沼生物 A	直ちに達成

備考 該当類型の欄中「湖沼生物 A」及び「湖沼生物 B」の表示は、環境庁告示別表二の1の(2)のウの表の類型の欄に掲げる「生物 A」及び「生物 B」を示す。

(水・大気環境課)

福島県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年二月二十四日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ白河Cエリア 福島県白河市新高山七番地ほか
- 二 法第八條第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まづくり課）

福島県告示第八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三條第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	西白河郡	平成二十四年二月一日	再検査

（畜産課）

福島県告示第八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九條第三項の規定により、猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合内共第十三号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十四年二月十六日次のとおり認可した。  
平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所  
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角七十八番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第十三号（猪苗代湖）
- 三 変更の内容  
題名を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合内共第十三号第五種共同漁業権遊漁規則」

に改めた。

第一条中「猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合」を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合」に改めた。

第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とした。

第七条第三項第一号中「猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合事務所」を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合事務所」に改め、同項第二号中「猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合遊漁承認証取扱所」を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所」に改めた。

様式(1)及び様式(2)中「~~猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合~~」を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合」に改めた。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十四年二月二十四日

（水産課）

福島県告示第八十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九條第三項の規定により、猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合内共第十四号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十四年二月十六日次のとおり認可した。  
平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所  
猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角七十八番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第十四号（秋元湖）
- 三 変更の内容  
題名を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合内共第十四号第五種共同漁業権遊漁規則」に改めた。

第一条中「猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合」を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合」に改めた。

第三条第二項を削った。

第四条の表こい、ふな、うぐい、わかさぎの項中「わかさぎ」を削り、同項の次に次のように加えた。

わかさぎ	一月一日から三月三十一日まで及び十月一日から十二月三十一日まで
------	---------------------------------

第七条第三項第一号中「猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合事務所」を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合事務所」に改め、同項第二号中「猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合遊漁承認証取扱所」を「猪苗代・秋元非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所」に改めた。

様式(1)及び様式(2)中「猪苗代湖・秋元湖漁業協同組合」を「猪苗代・秋元非田産漁業協同組合」に改めた。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十四年二月二十四日

(水産課)

**福島県告示第八十六号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十四年二月十四日九生滝地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平  
(農地管理課)

**福島県告示第八十七号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道高崎田島線	南会津郡南会津町田島字北下原一五〇番地 先から 同 郡同 町田島字北下原一五七番地 先まで	平成二十四年二月 二十四日

(道路計画課)

**福島県告示第八十八号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第七条の三第一項第二号及び同条第六項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 中間検査を行う区域  
福島県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域
- 二 中間検査を行う期間  
平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

- 1 木造(一部木造を含む。)の建築物のうち、一戸建ての住宅(建築主の居住の用に供する住宅を除く。)、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が二以上のもの。ただし、法第十八条第二項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの、国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているもの又は枠組壁工法、木質プレハブ工法若しくは丸太組構法によるものを除く。
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が三以上のもの。ただし、法第十八条第二項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの又は国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているものを除く。

四 指定する特定工程(法第七条の三第一項第一号の政令で定める工程に該当するものを除く。)

- 1 木造の建築物にあつては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
  - 2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事、各階の床版に鉄筋を配置する工事及び最上階の屋根版に鉄筋を配置する工事
  - 3 鉄骨造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締付け工事
  - 五 指定する特定工程後の工程
    - 1 木造の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事
    - 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事
- (建築指導課)

**公 告**

**公告第三十三号**

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十四年二月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	住所又は名称	住所	更新した登録の有効
---------------	-------	-------	--------------	--------	--------	----	-----------

		アルカリ分			期限	
822	炭酸カルシウム肥 料	ピタカル シウム55	50.5	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	ロイヤルインダストリー株式会社 東京都狛江市和泉本町一丁目15番19号	平成30年 2月19日

(継続検査用)

## 福島県公安委員会

## 福島県公安委員会告示第10号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成6年福島県公安委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

1の表有限会社喜多方事業団の項中「五十嵐太右衛門」を「五十嵐孝爾」に改める。  
(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第11号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

1の表有限会社喜多方事業団の項中「五十嵐太右衛門」を「五十嵐孝爾」に改める。  
(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第12号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

1の表3の項中「山形県長井市宮838番地」を「山形県長井市緑町11番20号」に、

松木紀昌を松木盛行に改める。

(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第13号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月24日

1の表株式会社ツツキの項中「山形県長井市緑町7番45号」を「山形県長井市緑町11番20号」に、「松木紀昌」を「松木盛行」に改める。  
(運転免許課)

## 福島県警察本部

## 福島県警察本部公告第12号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第32号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年2月24日

福島県警察本部長 松本光弘

- 入札に付する事項
  - 調達をする物品等の名称及び予定数量 運転免許証更新時講習用教本（教則）245,000部
  - 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - 契約期間 平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
  - 納入場所 福島県警察福島運転免許センター（ほか3か所）
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
  - この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書を平成24年4月4日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課入札係  
 電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年4月18日（水）午後1時30分 福島県庁西庁舎3階 301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成24年4月17日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成24年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、調達物品の1部当たりの単価額を記載すること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and scheduled quantity of the products to be purchased : Textbook for the course at the time of renewal of the driver's license (the driving instruction manual) 245,000

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m.,18 April 2012

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15p.m.,17 April 2012

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department,Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi,Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六条、第一百十四条、第一百七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のべきる施設として、平成二十四年二月十五日次のとおり指定した。

平成二十四年二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
介護老人保健施設 さかえハートみ らこ	郡山市喜久田町字遠北四一

福島県選挙管理委員会告示第十号

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第四十四号）第二条第二項の規定により、「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十九条第二項の海区漁業調整委員会選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間を次のとおり定めた。

平成二十四年二月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日  
平成二十四年四月一日
- 二 申請の期間  
平成二十四年四月一日から同月十日まで
- 三 調製の期日  
平成二十四年五月十五日
- 四 縦覧の期間  
平成二十四年五月二十日から同年六月三日まで
- 五 異議の申出に対する決定の期間  
異議の申出を受けた日から二十日以内

### 福島県内水面漁場管理委員会

#### 福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

この持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十條第四項の規定により、次のとおり指示する。  
平成二十四年二月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 長 林 久 夫

#### 一 指示の内容

##### 1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

##### 2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

##### 3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。

二 指示の期間  
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

#### 福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

この持ち出し等について指示する件（平成二十四年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。  
平成二十四年二月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 長 林 久 夫

#### 阿武隈川本流及び支流

#### 福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成二十四年度目標増殖量を次のとおり定めた。  
平成二十四年二月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 長 林 久 夫



内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組 合	700	700	855	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	420	280	1,710	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同 組合	210	—	855	14,000	—	35,700	25,900	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組 合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合	140	—	—	7,000	—	24,500	33,600	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協 同組合	—	—	3,500	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	700	—	31,500	7,000	—	—	—
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—
合	計		5,964	4,452	11,827	469,500	16	513,800	585,200	32,200	10,640	195

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十三年三月十六日付け定例第一千二百四十三号中

一六三	下	四	セクシユアル・ハラスメン ト	セクシヤアル・ハラスメン ト
-----	---	---	-------------------	-------------------